

公 告

令和8年産畑作物共済（大豆）から適用する畑作物基準共済掛金率等及び単位当たり共済金額が決定したので、事業規程第125条第2項の規定により公告する。

令和8年5月8日

佐賀県農業共済組合
組合長理事 川 崎 悟

「次のよう」の部分

都道府県名	佐賀県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 うち免税対象農業者に係るもの 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,110円 4,600円 4,090円 3,580円 3,070円)	佐賀県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 うち免税対象農業者に係るもの 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,110円 4,600円 4,090円 3,580円 3,070円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	佐賀県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。